

熊本市国民健康保険運営協議会資料

(1) 令和2年度国民健康保険料率等について（諮問）

～賦課限度額等について～

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（概要）

<改正趣旨>

「令和2年度税制改正の大綱」（令和元年12月20日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正するもの。

<改正内容>

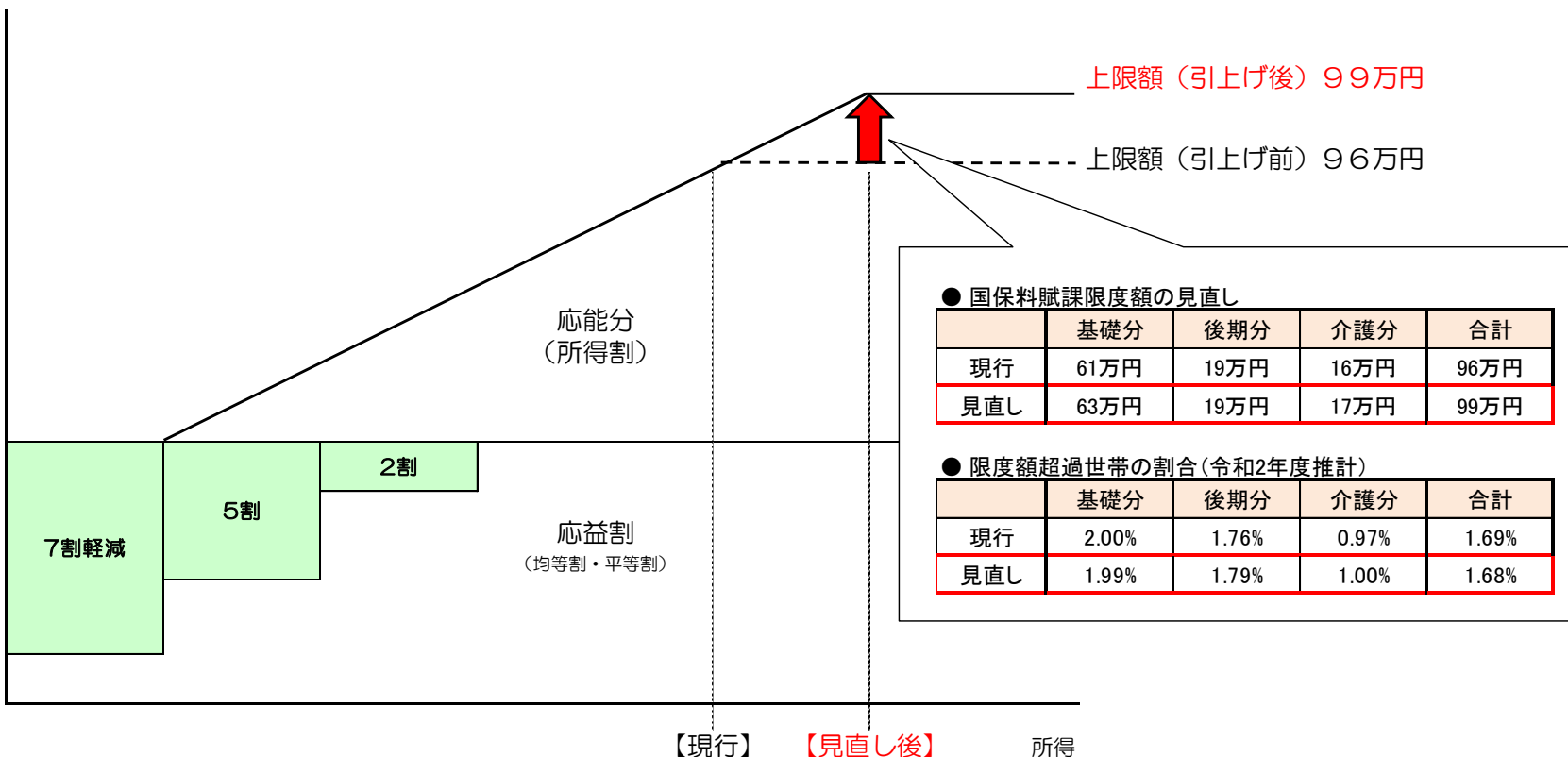
- 1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を61万円から63万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を16万円から17万円に引き上げる。
- 2 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げる。

賦課限度額について（諮問）

○国保料の賦課限度額については、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げられていくもの。

○令和2年度においては、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険料負担の公平を図る観点から、**基礎賦課分を2万円、介護納付金分を1万円引き上げる。**
（後期高齢者支援金等分は据え置く）

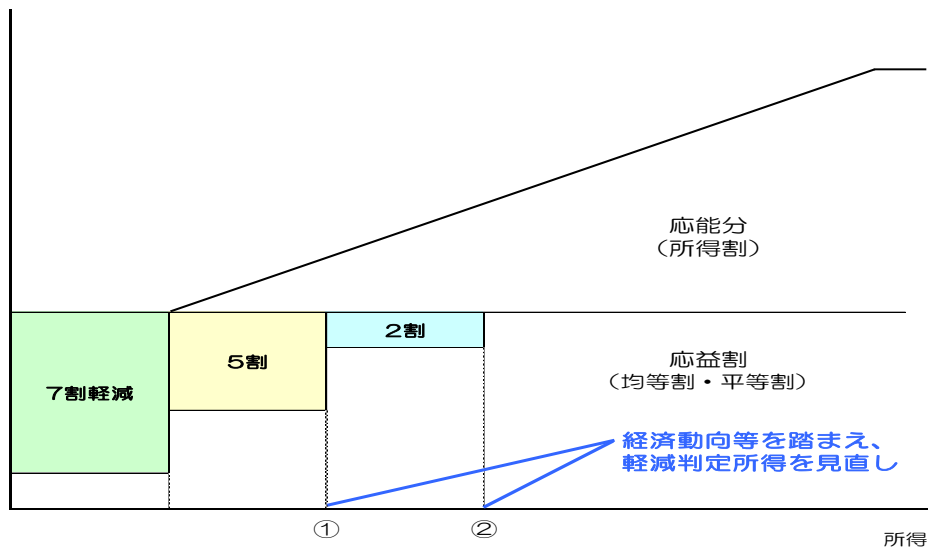
保険料額



【参考】保険料軽減対象者について

○ 低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、見直しが行われるもの。

保険料額



■ 軽減判定所得(現行)

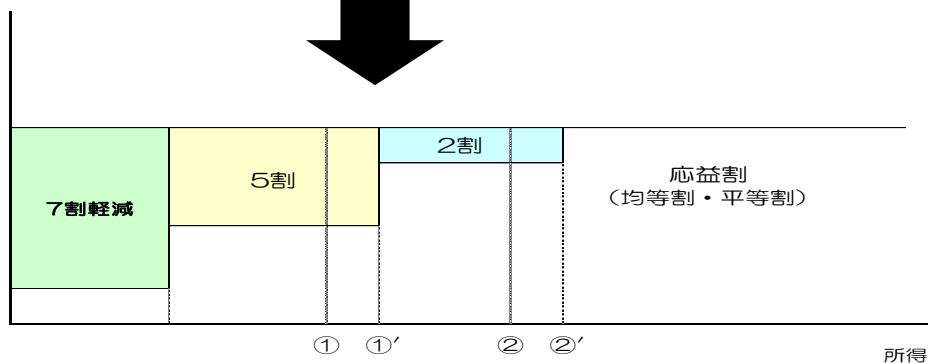
7割軽減 = 基礎控除(33万円)

① 5割軽減

= **28万円** × 被保険者数 + 基礎控除(33万円)

② 2割軽減

= **51万円** × 被保険者数 + 基礎控除(33万円)



■ 軽減判定所得(改正後)

①' 5割軽減

= **28.5万円** × 被保険者数 + 基礎控除(33万円)

②' 2割軽減

= **52万円** × 被保険者数 + 基礎控除(33万円)